

新生公立鳥取環境大学の運営方針（案）

I 趣旨

- ・鳥取環境大学は、鳥取県及び鳥取市が設置経費を負担して平成13年4月に公設民営方式の大学として開学したが、入学者の定員割れ、経営状況の悪化を来し、抜本的な改革が必要な状況となり、平成22年5月、鳥取環境大学から鳥取県及び鳥取市に対する公立化の検討の要請を受けた。
- ・そこで、県及び鳥取市により設置した鳥取環境大学改革案評価・検討委員会による公立化への検討を行い、鳥取県、鳥取市及び鳥取環境大学の三者で組織する「新生公立鳥取環境大学設立協議会」における検討、鳥取県議会、鳥取市議会の議論を経て、公立化を行うこととしたところ。
- ・公立化に当たっては、同協議会において、教育内容の改革、大学の新たな魅力づくり、運営体制の改革を柱とする公立大学法人化を行うにあたっての「総合的な改革案」をとりまとめたところ。
- ・このたび、この改革案に基づき、公立化後の鳥取環境大学の組織・運営についての方針を示すもの。

II 持続的経営のための取り組み

1 機動的・積極的な経営体制の確立

- ・受験者及び入学者の減少により持続的な経営が困難となった状況に鑑み、常に危機感を持ちながら学生や地域のニーズをくみ取った教育内容の改善、大学運営の改革、支出の適正化について、現在の学校法人の経営改善の取組を適切に継承し、不断の取り組みを行う。
- ・経営・教育研究等の重要事項の審議を行う経営審議会・教育研究審議会に大学運営や経営等の有識者の参画を行い、常に外部の感覚が反映される体制を構築する。
- ・更に、鳥取県及び鳥取市による法定協議会を設置し、設置団体として大学運営状況を把握し適切な指示を行う。
- ・また、理事長の任命・役員・職員体制の整備に、設置者である鳥取県及び鳥取市が適切に関与を行い、法人一丸となって目的意識・コスト意識を持った自立的・機動的な経営を行い、常に積極的な経営改善に取り組む体制を整える。

2 受験生・地域に支持され続ける大学づくり

- ・持続可能な経営のためには志願者の継続的な確保が必要であり、志願者拡大の明確な行動目標を設定するとともに、常に教育内容の改善や魅力ある大学となる取組を行う。
- ・実社会において役立つ簿記などの実学教育、就職に有利な公認会計士など資格教育に力を置き、地域社会・企業に必要とされる即戦力の人材の育成を行う。
- ・現代のグローバルな社会において、鳥取の地から世界に羽ばたく人材を育成するため、外国大学との交流の拡大、学内に「多文化交流空間」を設置するなど語学教育の強化等により海外に開かれた大学を実現する。
- ・公立大学として、地域社会が抱える課題の解決につながる教育、研究、地域貢献活動

鳥取県をフィールドとして行い、また、新たに設置する地域連携・協働総合研究センター（仮称）を拠点とした地域に開かれた活動により、地域の発展に貢献し地域社会の期待にこたえる。

- ・ 西部地区で学生の教育・実践実習、各種講座が常時開設できるサテライトキャンパスを設置するなど、県全域をエリアとする大学づくりを実現する。

3 経営状況等のチェック体制の構築

- ・ 法人運営に関わる鳥取県・鳥取市間の協議、決定を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2に基づく法定協議会を設置し、合わせて、業務運営に関する報告徴収、事業計画・実績等について審議を行い、設置団体として適宜経営に対する指示を行う。
- ・ 法人の経営に関する重要事項を審議する経営審議会においては、委員総数の1/2程度を学外委員として登用し、法人の経営面での責任を的確に果たしていく。
- ・ 大学の教育研究に関する重要事項を審議する教育研究審議会においては、委員総数の1/3程度を学外委員として登用することで、教育研究が時代や実社会に適合しているか、また時代の先を読んだ教育内容となっているかを常に点検する。
- ・ 経営審議会及び教育研究審議会が適切に審議を行い、理事長の下において経営と教学のバランスのとれた法人の運営を行う。

4 情報公開

- ・ 事業計画・事業実施の毎年度の報告に加え、事業の方向性や内容などの大学運営の全般について、県、鳥取市及びそれぞれの議会へ報告するものとする。
- ・ 地域社会に対する説明責任を果たすため、中期目標、中期計画、年度計画及びその評価結果、財務諸表等について公表し、情報公開を推進する。

III 目標・計画、評価

1 中期目標

県、市は、法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を定め、法人に指示の上、公表する。

2 中期計画

- ・ 法人は、中期目標に基づき、その目標を達成するための中期計画を作成し、知事及び鳥取市長の認可を受け、公表する。
- ・ 中期計画には出来る限り数値目標や達成年次を示す。
- ・ 法人は中期計画に基づき、年度計画を定め、県及び鳥取市に届出の上、公表する。

3 評価

- ・ 法人の業務評価を行うため、県及び鳥取市の附属機関として評価委員会を設置する。
- ・ 評価委員会は、第三者機関として公正・厳正な評価を行う必要があるため、外部有識者5名以内で組織する。

- ・ 法人は各事業年度の業務の実績について評価委員会の評価を受ける。

IV 組織運営

1 公立大学法人の設立

公立大学法人鳥取環境大学（以下「法人」という。）の設立は平成24年4月1日を目途とする。

2 法人の役員

- ・ 法人としての執行体制を確立するため、理事長、副理事長、理事（4人以内）、監事（2人以内）を置く。
- ・ 理事長は、法人運営の最高責任者として法人を代表し、その業務を総理する。
- ・ 理事長は、法人が設置する大学の学長となる。
- ・ 学長となる理事長の任命は、法人の申出に基づき、鳥取県知事、鳥取市長が協議し、任命する。
- ・ 法人の申出は、学長となる理事長を選考するために法人に設置される学長選考会議の選考に基づき行う。
- ・ 副理事長は、理事長を補佐して法人の業務を行う。
- ・ 副理事長及び理事は、理事長が任命を行う。
- ・ 監事の任命は鳥取県知事、鳥取市長が協議し、任命する。

3 経営審議会

- ・ 法人の経営に関する重要事項を審議するため、経営審議会を置く。
- ・ 構成員は、10名以内（理事長、副理事長、理事、学外委員などで組織し、1／2程度の学外委員を任命する。）とする。
- ・ 審議事項は、次のとおりとする。
 - 中期目標についての意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
 - 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
 - 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
 - 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
 - 人事に関する方針及び基準に関する事項のうち、定数その他の法人の経営に関するもの
 - 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - その他法人の経営に関する重要事項

4 教育研究審議会

- ・ 大学の教育研究に係る重要事項を審議するため教育研究審議会を置く。
- ・ 構成員は15名以内（学長となる理事長、副理事長、理事、副学長、学部長（センター長）、学外委員などで組織し、1／3程度の学外委員を任命する。）とする。
- ・ 審議事項は、次のとおりとする。

- 中期目標についての意見に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）
- 中期計画及び年度計画に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）
- 学則（法人の経営に関する部分を除く。）、その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- 教員の人事に関する方針及び基準に係る事項（法人の経営に関するものを除く。）
- 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位授与に関する方針に係る事項
- 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- その他大学の教育研究に関する重要事項

5 学長となる理事長の選考機関

- 学長となる理事長の選考を行うため、学長選考会議を置く。
- 構成員は経営審議会から選出された委員3名、教育研究審議会で組織された委員3名の計6名の組織（学外委員を含める。）とする。

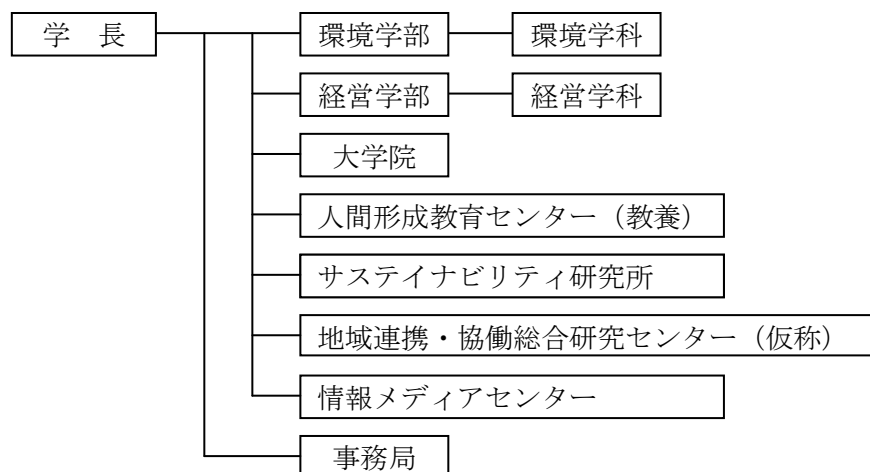
6 役員の任期

- 学長となる理事長の任期は、4年とする。（なお、法人化後最初の学長の任期については、4年を超えない範囲内において、別途検討の上設定する。）
- 副理事長及び理事の任期は、4年（学長となる理事長の任期末を超えない範囲）以内で理事長が定める。
- 監事の任期は、2年とする。
- 役員は再任されることができる。

7 大学組織

- 環境学部環境学科と経営学部経営学科の2学部2学科体制とする。
- (財)とっとり地域連携・総合研究センターと統合して地域連携・協働総合研究センター(仮称)を設置し、地域連携に関する実績を継承し地域に開かれた大学活動の拠点とする。
- 地球環境問題を解決していくため、サステナビリティ研究所を引き続き設置し、その研究成果を地域社会へ提供・還元する。

【公立化後の鳥取環境大学の組織図】



V 人事、給与制度

1 人事、評価制度

- ・ 職員の身分は非公務員とする。
- ・ 教員については任期制を導入する。
- ・ 教員評価制度の本格導入等を行うとともに、昇任、賞与等における勤務・業績評価に基づく成績方式を導入する。

2 報酬・給与

役員報酬や職員給与等については、国、他大学、民間の情勢に配慮しつつ、県、市の給与の状況を十分踏まえ、県民、市民の理解が得られる報酬、給与制度を構築する。

3 服務・勤務時間

大学の公的な性格に鑑み、適正な服務規律を定めるとともに、大学の教育研究業務の特殊性に配慮しつつ多様な勤務時間制度のあり方の検討を進める。

VI 財務会計制度

1 会計制度、会計基準

法人の会計は、原則として企業会計原則による。

2 運営費交付金

- ・ 法人独自の方針に沿った財務運営を可能とするため、県及び鳥取市から使途の内訳を特定しない運営交付金を交付する。
- ・ 運営交付金については、地方交付税措置の状況を踏まえながら、適切な算定ルールを構築する。

3 授業料等収入の取り扱い

- ・ 授業料等大学の料金については、県及び鳥取市議会の議決を経て、県及び鳥取市が認めた範囲で、法人が適切に設定する。
- ・ 料金は、教育の機会均等、公立大学の地域における役割、法人の経営状況などを踏まえながら設定する。

4 土地・建物等財産の出資

- ・ 県・鳥取市が出資する財産は、鳥取環境大学設立当時に県と鳥取市が整備した大学敷地内の土地・建物（一部建物を除く。）とする。

5 その他の資産

- ・ 現在の学校法人が保有している金融資産は、平成23年度末に32～34億円程度となる見込み。
- ・ 公立化当初の学生定員が充足するまでの経営安定化資金や、新たな設備投資、教育研究活動の向上のための設備の充実等に充てるため、現在学校法人が保有している金融資産のうち約12～14億円程度を法人に保有させ、残余については、公立化後県及び鳥取市が設置者として責任をもって運営に要する経費を負担することに鑑み、各10億円程度を県及び鳥取市に寄附する。

Ⅶ 法人化のスケジュール

- 平成23年6月 県・鳥取市6月議会（大学運営方針、法人定款案等の報告）
9月 県・鳥取市9月議会（法定協議会設置・法人定款議決、財産出資議決）
12月 法人設立認可（設置者変更、学校法人解散）申請
平成24年2月 県・鳥取市2月議会（中期目標の制定、運営費交付金予算議決）
4月 公立大学法人設立